

第14回安曇野市景観審議会 会議概要

- 1 審議会名 第14回安曇野市景観審議会
- 2 日時 平成24年2月29日(水) 午後3時から午後4時30分まで
- 3 会場 安曇野市豊科総合支所 第2会議室
- 4 出席者 藤居委員、益山委員、場々委員、岡江委員、森島委員、浅川委員、田中委員、川井委員、遠藤委員、宮崎委員、高松委員、務台委員、唐澤委員
- 5 市側出席者 都市建設部：新家部長、建築住宅課：浅川課長、井口係長、矢淵主査、中嶋主査
- 6 公開・非公開の別 公開
- 7 傍聴人 0人 記者 0人
- 8 会議概要作成年月日 平成24年3月8日

協 議 事 項 等

1. 次第

- 1 開 会
- 2 委員委嘱
- 3 市長あいさつ
- 4 委員自己紹介 **資料1**
(職員自己紹介)
- 5 会長、会長代理の選任
- 6 会長、副会長あいさつ
- 7 会議事項
(1) 景観審議会の概要 **資料2**
(2) 景観条例の運用状況 **資料3**
(3) 屋外広告物条例(案)の概要 **資料4**
- 8 閉 会

2. 提示資料

- 資料1 安曇野市景観審議会委員名簿
- 資料2 安曇野市景観審議会の概要
- 資料3 安曇野市景観条例の運用状況
- 資料4 安曇野市屋外広告物条例(案)の概要

3. 議事要録(意見整理)

○主なご意見の要約

- ・委員からのご意見

→事務局の回答

1) 景観審議会の進め方について

○景観計画の取り組み1にあたるルールづくりまでは進んできたので、2期目の景観審議会では、ソフトのしくみの活用など、今後より重要となる取り組み2・3の部分の議論をしたい。

- ・景観計画策定のとどこからどのように景観づくりを進めていくかを議論した経過がある。景観計画概要版6ページ右の図式にあるように取り組み1～3の順に進めていこうと。まずは約束事を決めるために、取り組み1として、景観条例と検討中の屋外広告物条例までは進んだと思う。

景観計画策定のときの議論でも、より重要なのは取り組み2ということで、そうした制度だけではなく、ソフトのしくみをどのように活かしていくかが重要という認識でスタートしている。例えば、屋敷林や古民家の保全という話もある。景観条例の中で景観重要建造物や景観重要樹木を設定できるかたちにはなっているが、ここ2年間についてはまだそうした全く議論されていないので、ぜひこの2期目は、取り組み2、3の部分についてこの審議会でも議論できるかたちにして頂きたい。(委員)

2) 景観条例の運用について

①変更に関する届出件数

○景観条例の行為の届出のうち、変更に関するものはどの程度あるか。

- ・届出の中で、変更に関するものなどはどのくらいあるのか。(委員)
- 住宅等を新築される場合、施主と建築士が協議する中で当初決められていた色を変えるケースはある。赤系統を青系統に変えたいということであれば、変更届けを出して頂いているが、件数的にはそれ程多くない。件数をすべて掴んでいるわけではないが、10件程度。ほとんど色は景観の届出をする際には決めて提出頂いていて、全くダミーで出して、後で色を変えるというケースがあるわけではない。(事務局)
- 当初、建築士会と議論する中で、施主と建築士の協議の中で外壁の色は一番最後で、なかなか決まってくないので、景観条例に基づいて出すことはできないという実務的な話を伺った。景観条例を施行した昨年4月以降、赤が青になった、青が茶になったという変更が多ければ大変だと懸念していたが、実際には建築士のご理解を頂いて、早期に外壁の色を施主と協議して頂いて、届出を出して頂いているので、ほっとしている。実際にこれは困った色だということではなかった。(事務局)

②景観上問題のある既存建築物等への対応

○市内には廃屋など景観や安全の面で問題のある建物等があるが、これまでに景観条例第11条に基づく条例施行前から存する建築物等に対する指導又は要請を行った例はあるか、又は今後想定しているか。

○来訪者にみっともないと思われるものを放置せず、当該物件の所有者等に改善措置を勧告し、それが受け入れられなければ、行政代執行に踏み込み、費用徴収するところまで進められる手続きを入れるべき。小谷村ではそうした例もある。

○景観の面だけで個人の所有物に対する強制的な措置を求めることは困難が多いが、安全性の面からの検討があれば、円滑に対応できる可能性もある。

○景観条例第11条の対象となるものが市内にどの程度あるか把握するための市民アンケートや調査を行えないか。

○今の景観をこれ以上悪くしないという議論だけでなく、今の景観をよりよくするという観点での議論の展開を望む。

- ・今のは条例第12条第1項の届出の話だと思うが、第11条で既存の工作物や建物が景観を阻害している場合に勧告や指導できることになっている。私の家の近くで本村の角に放置された建物があって、見通しも悪く、そこだけ道幅も狭くとても危険なところがあり、景観上も安全上も問題がある。また、私の家の近くに元ラブホテルが廃業して放置されたままになって、ものすごく住んでいて心が乾く。これから建てる際に色をどうするかという議論も然りながら、今ある安曇野の景観や安全を著しく阻害しているものに対して、指導・勧告などの実例があるか。これから想定されているのか。(委員)
- 既存もので空き家など景観に似つかわしくないものがある中で、それに対する取り組みとして、どのようなかたちで、対応する部署を立ち上げ、体制構築していくのかは考えているところ。廃屋や空き家に対しては個人の所有権等もなかなか厳しいので、今のところ、そこまで行政が踏み込むのは難しい。(事務局)
- ・そうしたものをしっかりやっているとダメだという問題意識があって、この委員会に入らせてもらっている。このまま放置せず、外から来た人にみっともないと思われるようなものに対しては、一定の手続きを経て、行政が持ち主や相続人に対して勧告をし、それがうまくい

かなければ、代執行をして、その費用を後の徴収の処分で購入というところまで進むような手続きをきちんと入れていけば、安曇野の景観はぐっとしまってくると思うので、ぜひそうしたしくみづくりをお願いしたい。とりあえず、第11条に基づく管理・利用の措置指導の対象案件が、どのようなものがあるか、住民アンケートをとってもいいが、そうしたことをしてもらえないか。先ほどからの議論を聞いていると、今の景観を悪くしないという議論に聞こえるが、今の景観をもっとよくするという観点で議論を展開して頂くことをお願いしたい。(委員)

・今の意見はもっともだと思う。長野県でも数年前に廃墟になっている建物やペンションをどうにかできないかという問題があって、研究会を立ち上げて様々な執行を考えた経緯があるが、実際には非常に難しい問題が色々出てきて、検討課題にはなっているが、実行には至っていない。安曇野市においても、将来、そこまで踏み込める段階になってくれば検討して頂きたい。(会長)

・小谷で一つ例がある。大網に通じる姫川温泉のところに廃屋があって、これがすごく危なくていつ崩れるかわからないくらいだった。今度の大雪でこの間そこに行ってみると、それが撤去されていた。撤去したのは村だった。私もこれについては行政代執行ができるのではないかと行政に訴えていたが、当初行政は個人の所有権があるからできないと言っていたが、それを行ったことにより、大雪でも倒れないで済んだ例がある。これはやれる。とくに景観だけでなく安全という面を考えて、そうしたところまで踏み込んで安曇野モデルをぜひつくりあげて頂きたい。(委員)

・安全性の問題から検討頂くと、スムーズに行く可能性がある。ただ景観に関して強制的ということになると、非常に大きな問題もある。将来そういうこともできればと思う。(会長)

③工作物に関する届出内容

○工作物で、高さが5m超8m未満の届出13件は、具体的にどのようなものか。

○携帯電話の基地局は、工作物に該当するのか。基地局の設置に際して、トラブルになったり、指導をしたりした例はあるか。

・工作物で「高さ5m超8m未満」の届出が13件あったということだが、具体的にはどのようなものか。(委員)

→独立看板で高さ5mを超えるものがあった。(事務局)

・柵とか塀とかではなく、13件全てが看板なのか。(委員)

→塀や柵ではなく、市の防災無線の鉄塔や独立看板などとなっている。(事務局)

・最近携帯電話の基地局が目立つが、それはこの工作物に該当するのか。また、基地局についてトラブルになりそうなものや指導したものはあるのか。(委員)

→建築確認が必要な高さのものは景観の届出が必要となっている。土地利用条例との絡みで一定の高さを超えると説明会が開催されるが、その中で景観上の意見も出されて審議会でのこともある。説明会でもめたものについてはそこで取りやめになったケースもあったが、それ以外は景観にも留意してもらって設置している。いまのところトラブルはない。(事務局)

④景観重要樹木の活用・保全に向けた税制措置

○景観上非常に優れていると思われる樹木が突如伐採されてしまう例が散見されるが、景観重要樹木の指定に向けた動きはあるか。

○景観重要樹木は、全国的にも県内でも、活用例が少ないので、候補があれば審議案件にして、指定に向けた取り組みがなされるとよい。

○景観計画を読んでも、景観重要樹木の指定に際しての流れがわかりにくいという点についても議論が必要。

○景観条例第26条に景観重要建築物や景観重要樹木の保全のための援助や助成措置の規定があるが抽象的なので、もっと当該所有者の保全意欲を掻き立てるように、助成の金額等を明確にすべき。それには、横浜市の「みどり税」のように、良好な緑の保全や育成のための財源確保のしくみについての議論も必要。

- ・景観重要樹木について、手続きが周知されていないことも原因だろうが、個人的に景観上非常に優れていると思っていた樹木が突然伐採されるという残念なケースが2、3あった。そういったものに対して何か指定に向けての動きはあるか。(委員)
- 指定できることは謳ってあるので、具体的な取り組みは時期をみて進めていくかたちになると思う。(事務局)
- ・景観重要樹木の指定は、全国的にみてもそうだが、長野県内でも非常に少ない。県内だと、高山村の指定が代表的な事例で、あまり数はない。もし可能であれば、指定に向けた取り組みを行って頂いて、審議案件にして頂くとよい。(会長)
- ・屋敷林など大きな財産を抱えている安曇野市なので、1本立ちの樹木を含め、積極的に行って頂きたい。景観計画を読んでも指定までの流れが読み取れない。市民の方から“これをお願いします”というのか、行政の方から“これを指定したいんだけど”というしくみなのか理解しにくいので、またその辺を今後の議論でお願いしたいと思う。(委員)
- ・景観重要樹木の指定・保存の話だが、指定されたらこれだけの額の助成があるということをお知らせしておかないと、求めてきたときに一部を助成するということだと、知らずに切ってしまうことになりかねない。特に相続人の方が遠くに住んでいる場合は、バツサリとやってしまうということが往々にしてある。第26条では抽象的に「求めがあったときには助成することができる」と書いてあるが、もう少し趣旨を踏まえて、どのくらい助成されるのか、目に見えるようなかたちにして頂いた方がいいと思う。(委員)
- ご意見を参考にさせて頂きたいと思う。(事務局)
- ・参考までに、横浜市では「みどり税」というのをつくっている。毎年24、25億くらいを緑の保全のために支出している。横浜は緑が少ないということを問題意識として財源をつくっている。例えば、安曇野の緑を増やすために特定の財源を確保するということを含めると、良好な樹木を持っていてお金がかかって大変だという方たちが、そこまでやってくれるのであれば、積極的に保全していこうという気分になるので、財源確保のしくみの議論にも踏み込んでいくべきではないか。(委員)

3) 屋外広告物条例(案)に関して

○屋外広告物条例について、関係者への周知は十分に行われているか、又は今後の周知期間に行う予定はあるか。

- ・これは周知期間が半年間ということで、概要版もつくりたいということだと思うが、景観条例のときには、関係業界に説明会等の開催があったが、そのようなことは予定されているのか。(委員)
- 案の確定前の段階だが、昨年、一般向けに2日間、広告業界に向けても説明会を開催した。場合によっては、決まった段階で、また業界にしおり等をお配りしながら説明したい。(事務局)

4) その他(連携のあり方・体制)

○緑化は、CO2削減に向けた地球温暖化対策の一つにも挙げられている。景観づくりガイドラインには緑化率の目安も示されているが、横の連携を密にして、情報共有を図り、景観と一体的に取り組んでいけるとよい。

○県の事業仕分けで、景観協議会に関する事業がなくなってしまうので、安曇野市にもそうした景観に関する組織を横断的につなぎ、情報を吸い上げる体制づくりが必要。

- ・この景観審議会でご説明頂けるような来年度の新しい事業等があれば教えて頂きたい。もし時期尚早で話すタイミングでないということであれば、その概要でも構わない。(委員)
- 平成24年度の中で「これはどうしても」という課題は今のところない。しかしそうは言っても、審議会の中では何らかの課題を見つけて、発展的に取り組んでいきたい。(事務局)

- ・環境課の方で地球温暖化対策として二酸化炭素を減らすための条例をつくらうという話があるが、そこで緑化という言葉が出てくる。都市計画や景観に絡んでくる部分が若干ある。例えば、大型店舗や工場団地の駐車場で、「駐車可能台数につき木を何本植えなさい」という単純な緑化率のガイドラインが必要になってくるのではないか。(委員)

- ・緑化に関しては、昨年度景観アドバイザーの方を中心に作成して頂いた景観づくりガイドラインの方に詳細に記載されている。(会長)
- ・そういった情報が他の条例をつくろうとしているところにいるのか心配になってそうした話をした。(委員)

→景観の中で緑化率は重要な部分だと思う。開発行為では緑化率の数値基準は法律の方にお任せということだが、今回、景観条例の中では、推奨基準として具体的な数字を入れさせて頂いた。市長に「情報は共有せよ」と言われているので、できるだけ関係部署にはそうしたものができたという情報の提供だけはさせて頂いている。建築住宅課の中でも、開発の関係は開発調整係、建築の関係は建築景観係でやっており、隣同士の係ということもあるが、土地利用の中でも分譲住宅で、外から丸見えになるのはいかなるものかということ、緑化はある程度していかなければならない。そのためには、敷地が50坪より小さいと家を建てて駐車場をつくとあとは何もできないので、田園環境区域においては最低敷地を300㎡(約100坪)とし、そのくらいであれば、車もゆったり停められて、ちょっとした坪庭でもつくって頂けるのではないかと配慮した成果は表れていると思う。(事務局)

- ・横の連携を密にして頂いて、景観に関係する部署に反映させて頂ければと思う。(会長)

- ・県の方では地域景観リーダーや景観サポーターということで、景観の団体を連携するような組織があるが、来年度以降県の事業仕分けの中で景観計画については基本的に市町村へ移行するという話を聞いている。安曇野市では体制のしくみの中では、景観協議会等を設けることができるかたちにはなっているが、現状では市にそういう組織がない状態の中で、県から移行されたときの受け皿となる体制がまだないので、県から市にどのように受け継いで、それを活かしていくのかその辺の考え方をお聞かせ頂きたい。(委員)

- ・県が事業仕分けをやめましょうという話になったのは、景観協議会という組織が行っている事業ということになる。県が行うことなので、松本地域全体に存する組織・団体を集めたベースとなる会が今回査定された。安曇野市でそうした協議会を立ち上げるのであればそれが一番よいが、追々お考え頂ければと思う。すぐにバトンタッチというわけにはいかないと思う。(委員)

→安曇野市としては、県の方とよく協議をする中でということだが、安曇野市景観条例の前身である長野県景観条例に景観育成に取り組む団体として認定制度があり、それに基づいて市内25地区に住民協定地区があって、県下随一であることは自負させて頂いている。それら25地区がバラバラに活動しているかと言えばそうではなくて、連絡協議会が統括する中で、各組織への情報提供や学習会、視察研修等を重ねる中で、活動内容を密にするということもやっている。そうした団体をどうするかとう中で、景観条例策定時にもお願いしたが、同条例の第27条の中で、それら25地区をきちんと位置付け、それを支援していく中での取り組みになっていくかと思う。また、25地区でいいのかということになると、当然のことながら、地域拡大や路線拡大を検討していくことになるかと思う。(事務局)

- ・住民協定についてはそうだと思うが、実際には県の地域景観リーダーや景観住民協定に限らず、景観に関わっている団体、例えば、屋敷林などの団体が、今は個人的なつながりの中で、情報発信をさせて頂いているが、本来は景観に関する行政部門の中にそうした組織があって、情報を吸収するしくみがなければいけないと思う。景観住民協定があるから、それがすべてだというのは議論としてどうなのか。(委員)

→具体的な県との協議の中でと、最初に述べさせて頂いたのはその部分。それが明確になってくればということ。ただ、安曇野市としてそうした何らかのボランティア組織がないかという中で、こういった地域、こういった取り組みをさせて頂いているという報告をした。(事務局)

